

調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金 よくあるご質問

1 制度

概要について

Q1-1 【全体】事業の目的は何ですか。

A1-1 物価高騰の影響を受ける市内事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援することと、地域経済の活性化につなげることを目的としています。

Q1-2 【全体】申請スケジュールを教えてください。

A1-2 申請受付期間は、令和6年2月1日（木）から令和6年4月30日（火）となります

交付対象者について

Q1-3 【全体】どのような事業者が対象ですか。

A1-3 次の（1）～（3）のすべてを満たす事業者となります。

- （1）調布市内に事務所または事業所を有する事業者（法人または個人事業主）であること
- （2）令和5年4月～令和6年3月の期間に事業用途として燃料、電気、ガスを使用していること
- （3）申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること

Q1-4 【全体】対象外となる業種等がありますか。

A1-4 次の（1）～（7）に該当する場合は対象外です。

- （1）調布市が別途実施する事業者向け物価高騰支援を目的とした他の補助金の交付をすでに受けている場合や 今後受ける予定がある場合
- （2）国、自治体が運営する施設
- （3）調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者または暴力団関係者が経営に実質的に関与している場合
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- （5）政治活動、宗教的活動を主たる目的とした事業を行う事業者
- （6）本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと調布市商工会が判断した場合
- （7）法令を遵守していない場合

Q1-5 【法人】本店所在地は調布市外ですが、市内に事務所（事業所）があります。対象となりますか

A1-5 事務所（事業所）が市内にある場合、本店所在地が市外であっても補助対象です。

事務所（事業所）が市内にあることを履歴事項全部証明書の写しで確認させていただきますので、必ず添付してください。

なお、履歴事項全部証明書に、市内に有する事務所（事業所）の記載がない場合は、法人市民税の確定申告書や営業許可証、会社ホームページの事務所（事業所）一覧ページの写しなど、市内に事務所（事業所）を有していることがわかる書類も一緒にご提出ください。

Q 1-6 【個人事業主】調布市外に住っていますが、事務所（事業所）は市内にあります。対象となりますか。

A 1-6 居住地が市外であっても、事務所（事業所）が市内にある場合は申請ができます。
確定申告書に調布市内に有する事務所（事業所）の所在地の記載がない場合は、事務所（事業所）が市内にあることがわかる書類（開業届や営業許可証等の写し）を必ず添付してください。

Q 1-7 【個人事業主】調布市内に住っていますが、事務所（事業所）は市外にあります。対象となりますか。

A 1-7 対象外です。居住地が市内であっても、調布市内に事務所または事業所を有しない場合は対象となりません。

Q 1-8 【全体】市内で複数の事業所（事務所）を営んでいるが、それぞれの事業所（事務所）から申請をすることはできますか。

A 1-8 市内で複数の事業所（事務所）を営んでいる場合でも、申請対象は事業者単位となりますので法人で30万円、個人事業主で10万円が上限となります。
また、1事業者が期間中に申請できるのは1回までです。複数の事業所（事務所）を営んでいる場合は、まとめて申請してください。

Q 1-9 【全体】令和6年4月1日から事業を開始していますが、対象になりますか。

A 1-9 対象外です。令和5年4月～令和6年3月の期間に事業用途として燃料、電気、ガスを使用している事業者を対象としていますので、申請できません。

Q 1-10 【全体】開業は令和6年4月1日以降ですが、令和5年4月～令和6年3月に開業準備を行い、燃料、電気、ガスを使用しました。対象になりますか。

A 1-10 開業前に開業準備のため支払った費用（開業費）は対象外です。本事業は、令和5年4月～令和6年3月の期間に事業用途として燃料、電気、ガスを使用している事業者を対象としていますので、申請できません。

Q 1-11 【全体】来月廃業予定ですが、対象となりますか。

A 1-11 対象外です。申請時点で事業を営み今後も事業継続意思がある事業者を対象としています。

Q 1-12 【個人】自宅兼事務所の場合は申請できますか。

A 1-12 自宅兼事業所などの場合で、対象経費に家事費相当分が含まれる場合は、税申告と同様に、事業用に使用した経費を按分して算出し、事業用分のみを申請してください。

補助対象経費について

Q 1-13 【全体】補助対象経費の燃料費は何を指しますか。

A 1-13 ガソリンのほかに灯油や軽油、重油など、事業用途として利用した燃料となるもの全般の購入費用を指します。なお、洗車代やエンジンオイル代等、燃料以外のものは対象外となるためご注意ください。

Q 1-14 【全体】 燃料費・電気・ガス料金について、請求書や領収書の宛先が法人名・屋号や代表者名でない場合でも、申請は可能ですか？

A 1-14 申請可能です。ただし、審査の際に状況を確認するため、事務局から連絡を差し上げる場合や、追加での書類提出をお願いする場合がございます。※Q 2-13 もご参照ください。

Q 1-15 【全体】 水道料金は対象となりますか。

A 1-15 対象外です。本補助金では、物価高騰の影響を受ける市内事業者の負担軽減 を目的としていることから、価格が高騰している燃料費、電気料金、ガス料金を補助対象としており、水道料金は含まれません。

Q 1-16 【全体】 調布市内の事業所(事務所)以外に、市外にも事業所(事務所)を有していますが、市外の事業所(事務所)で使用した燃料費、電気料金、ガス料金も合算し申請してよいですか

A 1-16 補助対象経費は、調布市内の事業所(事務所)で使用した費用に限ります。市外の事業所(事務所)で使用した分を申請することはできません。

なお、調布市内だけではなく、市外にも事業所(事務所)があり、燃料費、電気料金、ガス料金について、市外の事業所(事務所)で使用した分もまとめて支払っている(請求されている)場合は、調布市内の事業所(事務所)で使用した分がいくらなのかわかる書類(内訳資料等)の写しも必ずご提出ください。

Q 1-17 【全体】 不動産賃貸業を営んでいますが、賃貸物件の共有部分の電気代は対象となりますか

A 1-17 対象外です。本補助金の補助対象経費は、調布市内の事務所・事業所で使用した費用に限ります。賃貸物件は事務所・事業所には当たらず、また、賃貸物件の共有部分の光熱水費は、貸主と借主が共同して費用を負担するという考え方が一般的であるため、管理費や共益費という名目で借主から貸主に支払われているかと思えます。本補助金は、事業者が実際に負担した費用に対し、補助を行うことから、対象外となります。同様に賃貸物件の専有部分の電気・ガス料金についても、貸主が一旦負担して、貸主から借主に後日請求して支払ってもらっている場合は、後日貸主へ支払いを行った借主である事業者は対象経費を申請いただけませんが、貸主は申請いただけません。

その他

Q 1-18 【全体】 本補助金を受けた場合、確定申告が必要ですか？

A 1-18 本補助金は課税所得の対象となります。ただし、消費税は不課税です。法人・個人事業主で申告の方法が異なりますので、下記をご確認ください。なお、確定申告に関する詳細は、各管轄の税務署へお尋ねください。

【法人】「益金」に計上して申告をしてください。なお、計上する時期は交付の決定日となりますので、交付決定後にお送りする「交付決定通知書」の日付を御確認ください。

※入金予定日ではなく、「交付決定通知書」の右上に記載されている日付を御確認ください

【個人事業主】本補助金の交付を受けた事業の収入について、確定申告の際に「事業収入」に計上している場合は、本補助金も「事業収入」に計上して申告してください。同様に、「雑収入」の場合は、「雑収入」に計上して申告してください。なお、補助金の交付を受けた経費に対する収入として申告いただくことから、実際に補助金を受け取った日に関わらず、令和6年分の確定申告で申告してください。

例) 令和5年12月に使用した電気料金について、令和6年2月1日に交付申請を行い、令和6年2月29日に交付決定、令和6年3月29日に補助金受領(入金)

2 申請

概要について

Q2-1 【全体】必要書類は何ですか。

A2-1 次の(1)～(8)をご確認ください。

(1)～(6)は必ず提出が必要です。(7)、(8)は該当する場合に提出してください。

(1)、(2)、(6)、(8)は、HPから様式をダウンロードして作成してください。

(1) 交付申請書兼口座振替依頼書 [第1号様式]

(2) 誓約書 [第2号様式]

(3) 【法人】

・履歴事項全部証明書の写し ※Q2-2、2-3もご参照ください。

【個人事業主】

・本人確認書類(運転免許証等)の写し ※Q2-4もご参照ください。

・令和4年分確定申告書第一表、青色申告決算書(白色申告の場合は収支内訳書)1枚目の写し ※Q2-5、2-6もご参照ください。

(4) 令和5年4月～令和6年3月の期間に事業用途として使用した任意の一か月分の燃料費、電気料金、ガス料金の金額が確認できる書類(レシートや領収書等)の写し ※Q2-7からQ2-13までご参照ください。

(5) 振込先の口座情報が分かるもの(通帳・キャッシュカード等の写し)

(6) 申請内容確認シート [第3号様式]

(7) 委任状(申請者と振込先の口座名義が同一でない場合)

※Q2-15もご参照ください。

(8) 申出書 [第4号様式] (国、都道府県、他市等から事業者向け物価高騰支援を目的とした補助金等の交付をすでに受けている場合や、今後受ける予定がある場合)

事業活動を証する書類等について

Q2-2 【法人】履歴事項全部証明書に調布市内に有する事務所または事業所の所在地の記載がない場合は、何を提出すればよいですか。

A2-2 調布市内に有する事務所または事業所の所在地がわかる書類(法人市民税の確定申告や、開業届、営業許可証等の写し)を併せて提出してください。

Q 2-3 【法人】履歴事項全部証明書は、昨年取得したものでもよいですか。

A 2-3 申請日より3カ月以内に発行された、最新の情報が記載されている履歴事項全部証明書を提出してください。なお、すべてのページの写しが必要です。

Q 2-4 【個人】本人確認書類（運転免許証等）の写しは何を提出すればよいですか。

A 2-4 運転免許証、パスポート、健康保険証等の写しをご提出ください。

Q 2-5 【個人】開業から日が浅いため、確定申告書の写しが提出できません。

A 2-5 調布市内に有する事務所または事業所の所在地がわかる書類（開業届や営業許可証等の写し）を代わりに提出してください。

Q 2-6 【個人】確定申告書に調布市内に有する事務所または事業所の所在地の記載がない場合は、何を提出すればよいですか。

A 2-6 調布市内に有する事務所または事業所の所在地がわかる書類（開業届や営業許可証等の写し）を代わりに提出してください。

事業用途として使用した燃料費、電気料金、ガス料金の金額が確認できる書類の写しについて

Q 2-7 【全体】令和5年4月～令和6年3月の期間に事業用途として使用した任意の一か月分の燃料費、電気料金、ガス料金の金額が確認できる書類（レシートや領収書等）の写しは何を提出すればよいですか

A 2-7 次の（1）、（2）をご確認ください。

（1）燃料費は、購入（給油）した日が記載された、燃料販売事業者が発行するレシートや領収書等の写しをA4サイズで印刷するか、A4サイズの用紙に各レシート・領収書等（コピー可）が重ならないよう貼り付けてご提出ください。

なお、ガソリンスタンドとの契約を結んでおり、翌月にまとめて請求され、後日、口座振込みで支払いを行うようなケースの場合は、給油日と給油内容がわかる書類の写し（給油した日に発行される控えや翌月に発行される請求書の写し等）と、支払ったことがわかる書類の写し（後日、口座振込みをした際の控えや銀行の入出明細の該当部分の写し等）の両方をご提出ください。

※燃料費は、使用した日を証明する書類を提示いただくことは難しいことから、購入（給油）した日を使用した日とみなします。

（2）電気料金、ガス料金は、下記①②のどちらもご提出ください。それぞれ、A4サイズで印刷するか、A4サイズの用紙に各レシート・領収書等が重ならないよう貼り付けてください。

①使用した日がわかる書類の写し

例）「ご使用量のお知らせ（検針票）」等の写し

②支払ったことがわかる書類の写し

- 例) (口座引き落としの場合) 口座振替済領収証、入出金明細の該当部分の写し
 (クレジットカード払いの場合) 利用明細の写し、
 (請求書や払込票払いの場合) レシートや領収書等の写し

Q2-8 【全体】電気・ガス料金の「ご使用量のお知らせ(検針票)」に記載されている使用期間が月をまたいでいますが、令和5年4月～令和6年3月の期間のうち任意の一か月分の使用分の考え方はどうなりますか。

A2-8 「ご使用量のお知らせ(検針票)」に記載されている使用期間が月をまたいでいる場合は、期間中の日数が多い方の月の使用分としてみなします。

例1) 使用期間：令和5年3月1日～令和5年4月9日

→3月は11日～31日の21日間、4月は1日～9日の9日間で、3月の方が使用期間中の日数が多いため、3月の使用分としてみなします。【O】

例2) 使用期間：令和6年3月20日～令和6年4月18日

→3月は20日～31日の11日間、4月は1日～18日の18日間で、4月の方が使用期間中の日数が多いため、4月の使用分としてみなします。【対象期間外×】

Q2-9 【全体】1年間分の燃料をまとめて購入しているため、令和5年4月～令和6年3月の期間の1か月には購入していません。対象になりますか。

A2-9 事業の性質上、1年間分の燃料をまとめて購入している場合には、【購入金額】×1/12か月×6(半年分としてみなすため)×20%で計算します

申請内容確認シート[第3号様式]には、そのことがわかるように記載してください。

種別	添付したレシート・領収書等の合計		事業活動使用割合(※)	令和5年4月～令和6年3月の期間に事業用途として使用した任意の1か月分の金額の合計 (添付した合計金額×事業活動使用割合)
	件数	金額		
燃料費	1件	120,000円	100%	① (1年間分をまとめて購入) ×1/12か月 12,000円
電気料金	1件	20,000円	100%	② 20,000円
ガス料金	1件	30,000円	100%	③ 30,000円
合計(①+②+③)				④ 62,000円

※ 「事業活動使用割合」の欄には、添付したレシート・領収書等の合計金額のうち、事業を営む上で使用した割合を記載してください。

Q 2-10 【全体】電気代は、電力会社ではなく管理会社(または大家)にテナント料(または家賃)とまとめて支払っています。証明はどのように行いますか。

A 2-10 管理会社(または大家)から発行された請求書に、電気を使用した日、電気代とテナント料(または家賃)の内訳が記載されている場合は、その写しと、支払ったことがわかる書類の写しを提出してください。請求書では、電気を使用した日や電気代とテナント料(または家賃)の内訳がわからない場合は、管理会社(または大家)にお問い合わせいただき、それぞれわかる書類を発行いただけないか確認してください。

Q 2-11 【全体】電気・ガス料金の領収書を紛失した場合は何を提出すればよいですか。

A 2-11 電力会社またはガス会社に支払証明書の発行を依頼し、それを領収書の代わりとして提出してください。

Q 2-12 【全体】電気・ガス料金の領収書がクレジットカード払い(口座引き落とし)のため、無い場合は何を提出すればよいですか。

A 2-12 クレジットカードの利用明細(費用名又は支払先が記載されている)など、支払実績がわかるものを提出してください。クレジットカード払い(口座引き落とし)の場合でも、領収書等がある場合は、利用明細ではなく、領収書等のご提出で結構です。

※電気・ガス料金をクレジットカード払い(口座引き落とし)にしている場合、次回の「ご使用量のお知らせ(検針票)」に領収書が添付されている場合があります。

Q 2-13 【法人】電気・ガス料金の請求書や領収書の宛先が法人名や代表者名ではなく、市内に有している店舗名となっています。追加で提出が必要な書類はありますか。

A 2-13 申請書類「(3)事業活動を証する書類等」で、法人名と店舗名との関連が確認できない場合は、法人市民税の確定申告書や、営業許可証、会社ホームページの該当部分の写しなど、法人名と店舗名との関連を確認できる書類の提出をお願いいたします。

また、「交付申請書兼口座振替依頼書[第1号様式]」の法人名・屋号の欄には、市内に有している事務所・事業所の名称も併せて記載してください。

例) 株式会社たづくり 調布営業所

※市内に有している事務所(事業所)等が多く、書ききれない場合は「他〇件」等と記載し、一覧を別紙で提出いただいても構いません。

その他

Q 2-14 【全体】申請書類をダウンロードできない場合、どのように申請すればよいですか。

A 2-14 事務局(042-444-8870)までお問い合わせください。

Q 2-15 【全体】委任状はどういう場合に提出が必要ですか。

A 2-15 申請者と振込先の口座名義が同一でない場合は委任状の提出が必要です。

なお、同一法人内での支払が明確な場合は、委任状の提出は不要です。

【委任状が必要な例】

- ・夫が申請者で、妻の口座に振込む場合など、第三者の口座に振り込むとき
- ・申請者は法人だが、振込先の口座名義に法人名の表示がなく、個人名のみでの口座名義である場合など、同一法人内での支払が明確でないとき

【委任状が不要な例】

- ・申請者が法人代表者で、振込先が支店長名義のとき

(申請者：(株)●●会社代表者△△△ から、口座名義：(株)●●会社支店長□□□ へ)

Q 2 - 1 6 【全体】 補助金の振込はいつ頃になりますか。

A 2 - 1 6 申請書類等に不備がない場合は、最短で申請から3週間程度で指定口座への入金を予定しております。ただし、申請件数の増加により、通常より時間を要する場合があります。なお、交付が決定した方には、入金予定日を記載した交付決定通知書を送付いたします。